

日南市都市計画審議会条例（平成21年3月30日条例第214号）

最終改正:令和4年12月16日条例第30号

改正内容:令和4年12月16日条例第30号 [令和5年4月1日]

○日南市都市計画審議会条例

平成21年3月30日条例第214号

改正

平成25年12月24日条例第44号

平成28年3月28日条例第4号

平成29年12月18日条例第30号

令和3年12月17日条例第33号

令和4年12月16日条例第30号

日南市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、日南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）市が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について市が提出する意見に関すること。
- （3）その他市長が都市計画について必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者 4人以内
- （2）市議会の議員 8人以内
- （3）県の職員 3人以内
- （4）関係行政機関の職員 2人以内
- （5）前各号に定めるもののほか、市内に居住する者 2人以内

3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議案に係るのある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議案に係るのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総合政策部未来創生課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第44号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第33号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第30号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。
